

- 令和3年4月 石川県加賀市より医療機関等が保有する個人の健康医療情報を収集・蓄積し活用する医療版情報銀行構想を提案
国家戦略特区ワーキンググループヒアリングにおいて議論
- 令和4年4月 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県吉備中央町を「デジタル田園健康特区」として指定

<規制・制度改革提案の実現>

- 情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い（令和5年7月「情報信託機能の認定に係る指針」改定）
 - ▶ 「情報銀行」の認定対象に健康・医療分野の要配慮個人情報を含む事業を追加
- 健康保険の被保険者番号等の告知要求制限に係る解釈の明確化（令和5年5月厚生労働省通知）
マイナンバーカードのシリアルナンバーの利用制限等に係る解釈の明確化（令和6年5月総務省通知）
 - ▶ 被保険者番号やマイナンバーカードのシリアルナンバーを利用して、地方公共団体、医療機関、PHR事業者が保有する健康医療情報を円滑に連携・活用する仕組みを構築

<健康医療情報の自治体を越えたデータ連携>

- 内閣府委託調査事業（令和4年度～）を活用し、自治体や民間が保有する健康医療データを標準規格に統一する「エクスチェンジ機能」を開発
 - ▶ 令和8年1月、デジタル庁の「デジタル地方創生サービスカタログ」に掲載・公開

デジタル田園健康特区について

- デジタル田園健康特区は、地理的に離れた3自治体（石川県加賀市、長野県茅野市、岡山県吉備中央町）が連携し、デジタル技術を活用して健康・医療の課題解決に重点的に取り組む「デジタル田園都市国家構想の先導役」。
- 国家戦略特区制度における革新的事業連携型（バーチャル特区）を活用して指定。

革新的事業連携型国家戦略特区（バーチャル特区）とは

「一定の分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、革新的な事業を連携して強力に推進する市町村を絞り込み、地理的な連担性にとらわれずに指定」（国家戦略特区基本方針）

2022年4月「デジタル田園健康特区」を指定

石川県加賀市

人口※2：60,851人

面積：305.87km²

特徴：3つの温泉を有する温泉郷、伝統ものづくり産業

推進体制：金沢大学と包括連携協定を締結
【アーキテクト】唐澤剛氏ほか
(佐久大学客員教授)

医療機関※3：加賀市医療センター

3自治体の
アーキテクト※1
が中核となって
規制改革を实行

岡山県吉備中央町

人口：10,040人

面積：268.78km²

特徴：岡山の中心にある計画都市（「吉備高原都市」）

推進体制：岡山大学と包括連携協定を締結
【アーキテクト】那須保友氏ほか（岡山大学学長）

医療機関：岡山大学病院（同大学医学部）

長野県茅野市

人口：54,743人

面積：266.59km²

特徴：八ヶ岳西麓のハイテク産業集積地・高原リゾート都市

推進体制：【アーキテクト】須田万勢氏
(諏訪中央病院医師)

医療機関：諏訪中央病院

※1「アーキテクト」とは、各地域の構想全体を企画する人材。
※2「人口」は、令和7年12月時点（吉備中央町、茅野市）、令和8年1月時点（加賀市）
※3「医療機関」は、取組の中核となる医療機関。

▼主な取組（規制・制度改革事項）

健康・医療 **官民の健康・医療データの連携**

健康保険の被保険者番号、マイナンバーカードの電子証明書シリアルNoをキーとして、PHR事業者、医療機関、自治体の保有するデータと個人を紐付けることが関係法令に抵触しないことを明確化

官民データの相互利用の円滑化によるサービス開発の推進

保有主体によりバラバラなデータ形式を標準規格に統一するデータ変換機能を開発

3自治体連携

デジタル版の健康手帳交付

健康増進事業の一環としてデジタル版の健康手帳の交付が可能であること等を明確化

デジタル健康手帳の活用例

- 健診等
- 検査結果等のデータを集積
- 健康指導、検査結果等のフィードバック

健康・医療 **吉備中央町**

救急医療におけるタスクシフトの推進（救急救命処置の範囲の拡大）

救急車内での救急救命士による「Eコー検査」の実施に向けて検討中

健康・医療 **茅野市**

心不全患者の再入院予防のためのテレナーシングの活用

心不全患者に対するテレナーシングを診療報酬（在宅療養指導料）の算定対象に追加

【担当看護師】 セルフケア支援モニタリング
バイタルや症状の報告

【患者（+家族）】 受診
ハードノート

【主治医】 参照

異常や悪化傾向がみられるときには受診勧奨

情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い

全国

● (令和5年7月7日「情報信託機能の認定に係る指針 Ver.3.0」)

規制改革の内容

措置前

「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.2」において、健康・医療分野の要配慮個人情報を含む事業は情報銀行の認定の対象外となっている。

措置内容

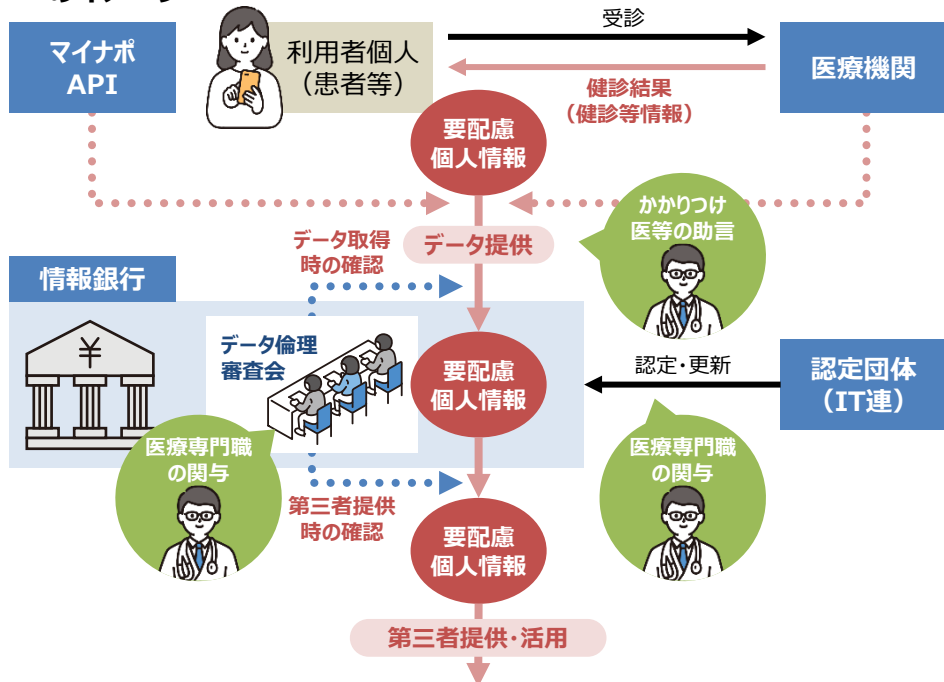
「情報信託機能の認定に係る指針Ver3.0」において、健康・医療分野の要配慮個人情報を含む事業を情報銀行の認定の対象にするとともに、対象とする要配慮個人情報の範囲、利用用途の制限、医療専門職の関与の在り方等について定める。

効果

健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて一定の要求を満たした情報銀行が認定されることで、安全・安心なデータ流通・活用が進み、利用者個人の状態に合わせた適正かつ安全なヘルスケアサービスを受けられる環境が整備される。

規制改革の概要

● 情報銀行を介した健康・医療分野の要配慮個人情報の流通・活用のイメージ



	医療	非医療	非医療
	医療機関・薬局等 医療関係の企業	自治体・行政機関	医療分野 以外の企業等
利用者個人のために利用 (直接的便益)	患者に合った 医療の提供	住民個別の 生活支援	フィットネスジムでの 運動指導 等
利用者個人以外のために利用 (間接的便益)	症状等の研究 新薬開発 医療機器開発	地域の健康増進策、 福祉施策等への 反映	生活習慣改善に 向けた運動プログラム等の サービス開発

健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る解釈の明確化

全国

- (令和5年5月10日 厚生労働省保険局保険課長通知 保保発0510第3号)

規制改革の内容

特例措置前

健康保険の被保険者等記号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険事業等の遂行のため必要がある場合を除き、告知を求めることを禁止している

特例措置（取扱いの明確化）

- ① 保険者から委託を受けたPHR事業者は、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合は、健康保険各法の理念に照らして整合的である場合には、被保険者等記号・番号等の告知を求めることが可能
- ② 地方公共団体が、自らが保険者である国民健康保険に加入している住民だけでなく、それ以外の被用者保険に加入している住民に対しても、その各個人のデータを被保険者等記号・番号等を利用して紐づけることでデータベースを構築することが、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行等のために必要である場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求制限の対象外

効果

被保険者等記号・番号等をキーとした健康医療情報の一意化により、健康医療情報のデータ共有・連携を促進

規制改革の概要

- 医療情報連携のイメージ

被保険者番号

【健康管理システムデータ】
住民情報
受診日
健診結果 等



被保険者番号をキーとして、各主体が保有する健康医療情報を円滑に連携

被保険者番号

【PHRデータ】
歩数
バイタル
摂取エネルギー
体重・体脂肪率 等



健康保険事業又は関連事務の委託

被保険者番号

マイナ
ポータル

被保険者番号取得のための本人確認と同意取得

被保険者番号

【電子カルテデータ】
処方
検体検査結果 等



健康増進支援

受診

個人

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等に係る解釈の明確化

全国

● (令和6年5月31日 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知 総行マ第66号)

規制改革の内容

特例措置前

公的個人認証法※上、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下「シリアルナンバー」という。）については、目的外利用やデータベースの構成等が制限されている

※電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

特例措置（取扱いの明確化）

PHRサービス上の「ID」と、各地方公共団体がシステム上で個人を特定するために使用する「宛名番号」を紐付けるために、地方公共団体内部でシリアルナンバーを利用することが、公的個人認証法に抵触しないことを明確化

※シリアルナンバーをPHR事業者が保持すること及び地方公共団体が外部に提供することは認められない

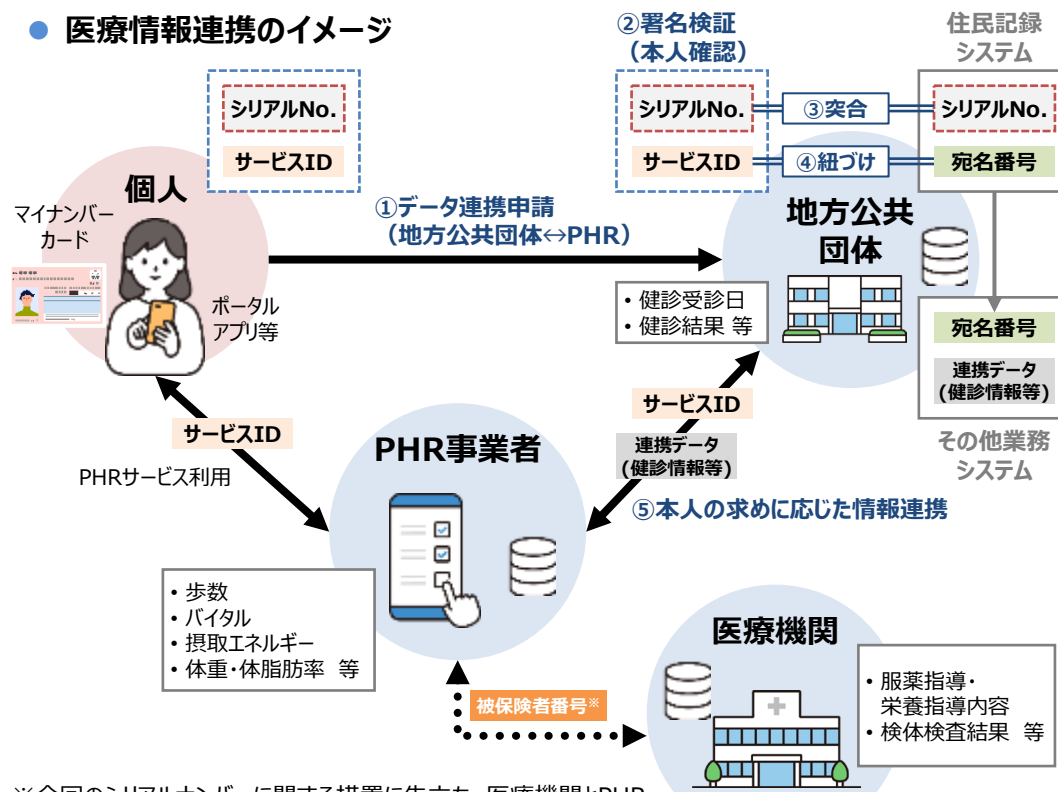
効果

地方公共団体の保有する健康医療情報を円滑にPHRサービス上で活用する仕組みの構築

規制改革の概要

医療機関とPHR事業者間のみならず、地方公共団体の保有する健康医療情報を連携可能とすることで、健康医療情報の一元的な管理や新たな健康増進サービス提供、二次利用に資するデータ収集が可能に

● 医療情報連携のイメージ

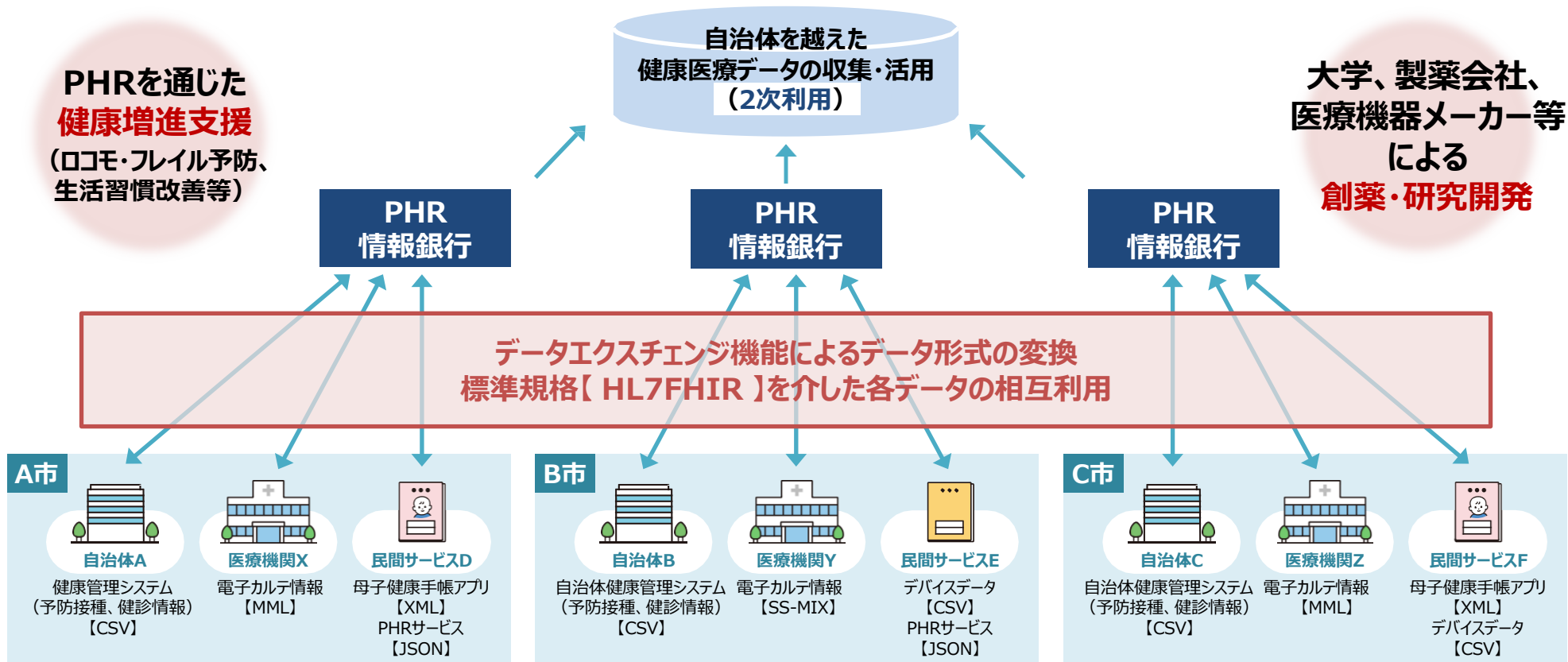


※今回のシリアルナンバーに関する措置に先立ち、医療機関とPHR事業者間の情報連携のキーとして、健康保険の被保険者等記号・番号等の告知を求めることが可能であることを明確化済み（令和5年5月10日 厚生労働省保険局保険課長通知）

健康医療情報の自治体を越えたデータ連携の実現

- **デジタル田園健康特区**は、共通の地域課題を抱える加賀市・茅野市・吉備中央町が連携して「デジタル」×「規制改革」により健康医療分野の課題解決を図る「**デジタル田園都市国家構想の先導役**」。
- 多様な健康医療情報を活用し地域課題解決を図るには、従来の取組（医療機関間の情報連携）の一步先となる、**自治体保有データや民間データも含めた各データの相互利用**が必要だが、現状は、種類や保有主体によりデータ形式がバラバラであり、連携が困難。
⇒各データを標準規格（HL7FHIR※）に統一する「**エクステンシブ機能**」の開発により、データ連携を円滑化しサービス開発を推進。

※厚労省が医療機関において普及を進める医療データの標準規格



(参考) デジタル地方創生サービスカタログ「健康医療情報を対象としたデータエクステンジ」抜粋

● デジタル地方創生サービスカタログ

→自治体のデジタル地方創生を推進するため、優良なデジタル実装を支えるサービスをカタログ化するとともに公開したもの

健康医療情報を対象としたデータエクステンジ

内閣府

管理番号：A001478

サービス情報

分野

医療・福祉,共通基盤・汎用ツール・モジュール

サービス分類 (大)

汎用ツール

サービス分類 (小)

汎用ツール

政策タグ

サービス概要

- ・健康医療情報のデータ連携による新サービス創出等を目的に、各主体のデータ形式等を揃えるデータ変換機能。
- ・HL7FHIRを主軸として各データ形式からの変換を可能とする
- ・API提供によりクラウドサービスとして利用可能
- ・※ サービスへの接続方法・ネットワークは個別に調整が必要
- ・※ サービス提供環境を構築する場合は、ノーコードで設計開発を行うデータ連携ツールの導入が必要

サービスの特性/優位性

- ・地域や事業者間のデータ連携にあたってデータ変換コストの低減に寄与
- ・API提供により標準規格間の変換を手軽に実現
- ・ノーコードツールを活用することで変換パターン追加等の将来的な拡張性を確保

主な機能

- ・SS-MIX(HL7v2.5) 、MMLからHL7FHIRへ変換
- ・患者基本情報、検査、薬剤、注射、診断のデータ変換に対応

<https://digital-service-catalog.digital.go.jp/service/a0PQ80000ksc7RMAQ/a001478>